

二〇一三 平城宮跡資料館秋期特別展

# 地下の正倉院展 木簡学ことはじめ 第2期展示木簡

第1期 一〇月一九日(土) — 一月一日(金)

第2期 一月二日(土) — 一月七日(日)

第3期 一月九日(火) — 二月一日(日)

本簡は三期に分けて展示します。

## プロローグ はじまりの木簡たち

### 2 平城宮跡最初の木簡2

(五次、SK二一九出土。『平城宮木簡』一  
一〇号。以下、宮一―二のように略す)

(表) 主殿寮 請火事 殿□□ [部カ]

(裏) 十二月廿二日

長さ(二三七mm・幅二五mm・厚さ四mm) ○一九型式

SK二一九から出土した、平城宮跡最初の木簡四〇点のうちの一  
ひとつ。内容は、主殿寮が火を請求する文書。単に「火」とし  
か書かれていないが、おそらく火種のことであろう。

〔注〕殿寮は宮内省(宮内の雑事を担当。今の宮内庁にあたるの  
は中務省)の被管で、和訓は「どのものつかさど」。職掌は天皇  
の行幸時の諸施設や殿舎の維持管理のほか、「燈燭(油や蠟燭  
による火)」「松柴(たきぎ)」「炭」「燧(庭火)」の事と定めら  
れており(職員令主殿寮条)、火種を必要とするのもうなずける。

〔殿部〕は「どのべ」または「どのもり」と読み、古くから特  
定の職掌を世襲的に担ってきた氏族・集団(伴部)で、令制では  
定員四〇人と規定されている。日置・子部・車持・笠取・鴨の  
五氏が任じられる伝統で、『日本三代実録』元慶六年(八八二)

十二月廿五日癸亥条、特に車持氏や笠取氏は天皇の興や蓋な  
どを担当することを直接に反映したウジ名といえる。  
裏面には月日のみ書かれて年紀はないが、他の木簡の内容や年  
紀から、SK二一九出土木簡は天平宝字七年(七六三)前後に捨  
てられたものと推定されている。「十二月廿二日」というから年  
も押し迫った真冬の最中であり、白い息を吐きながら火種を求め  
て走る官人の姿が想像される。

## I 空前の大出土! SK入二〇

### 9 「西宮」と書かれた木簡1

(二三次、SK八二〇出土。宮一―一〇一)

西宮東一門 川上 東二 奈林 右三人  
茨田

長さ一六八mm・幅一七mm・厚さ二mm ○一型式

西宮(にしみや・さいぐう)の門衛にあたる兵衛の配置に関  
わる木簡。西宮は平城宮内に所在した内裏またはそれに準ずる宮  
殿と想定され、東区朝堂院・第二次大極殿院の真北に位置する  
内裏、または第一次大極殿院の跡地に建てられ、のちに称徳天

皇が内裏として用いた宮殿・西宮の可能性が考えられる。

兵衛は諸国から選抜・徵集された兵士で、左右兵衛府に所属し、内裏などの閤門(内門)の守衛に当たった。上部に「東一門」と書かれることからわかるように、中央の「東二」は「門」を省略している。SK八二〇出土木簡には西宮兵衛関連の木簡が多数含まれ、(2)期展示43・3期展示17など、ほかに南門・角門・東三門・北門(北炬門)などがあったことが知られる。また、9のように東の一・二門が同一木簡に記され、東三門は北門とセットになることが多いことから、東面の門は南から順に番号が振られたものと推察される。西門がみえないのは、これらの資料群が東半を担当する左兵衛府に関するものだからであろう。

「奈林」に付された印は合点と呼ばれるもの。何らかの意味で他と区別するために記すものである。1期展示27でも「茨田」に合点が付され、しかも下に「下」と註記されている。この「下」は下番(勤務を外れること)を意味する可能性が高く、9の合点も同じ意味と解してよければ、何らかの理由で上番(出勤)できなくなった者を区別していることとなる。

## 10 何度も重ねて字を書いた木簡2

風風□□夏□之時 古□□

長さ(二三)五・幅(一八)・厚さ五■ ○八一型式

習書木簡。右辺のみ原形を保つと思われるが、上下両端は折れ、左辺は割れており、元の大きさはわからない。現状では長さ二〇cm強、幅二cm弱ほどであるが、その中に数え切れないほどの文字が書き記されている。しかもよく見ると、濃い墨と薄い墨が認められ、二回以上にわたって書かれたことが推察される。

左行には、濃いめの墨でやや大きめに「成」らしき字がくり返

し書かれ、その下にも墨書があるらしい。ただし、「成」は取り

立てて習書に多い文字ではなく、習書木簡に書かれた文字をカウ  
ントした研究によると第三〇位にランクされる、また左半分が  
割れているため、「成」である可能性も否定しきれない。「成」は  
十二支の戌として多用される文字。「戌」を「成」そっくりに書  
いた事例もあり(『平城宮発掘調査出土木簡概報(六)』六頁上段。  
以下、城六一六頁のように略す)、あるいは奈良時代には両者  
が混用されることがあったとの想定も可能かもしれない。

右行の「風」以下は左行に比べてやや墨が薄く、また小さめに  
書かれている。くり返しもあるが、一定のフレーズが記されてい  
るように思われる。ただし、文意は取りにくい。「棹」の字形は  
隣の下部を「木」とする異体字「極」を用いている。

それにしても、これだけ多くの文字を重ねて記しているのに反  
対面が空白なのは不自然である。反対面に削り調整などは認めら  
れず、あるいは剥離により元の面を欠失しているのかもしれない。

## 11 同じ字をくり返し書いた木簡2

〔沙弥カ〕〔戒悦カ〕〔等カ〕  
裏□光光光光光光

長さ(二三)三・幅(一一)・厚さ三■ ○三九型式

習書木簡。下端は折れ、左辺は割れており、文字も途中で途  
切れているから、元はもっと大きな材で、またその段階で習書が  
なされたことがわかる。

表面には「沙弥(具足戒を受け正式な僧侶になる前の見習い  
僧)という仏教用語がみえ、その下の「戒」の字はそこからの連  
想で記された可能性も考えられる。裏面には「光」の字がくり返

し書かれているが、下から二文字目だけは墨で塗りつぶして抹消してある。この字だけバランスなどが気に入らなかったのだから。ただ、一番下の文字の方がバランスは悪いようにもみえる。

なお、釈文に付した「ミ」の記号は、釈文を表記する場合に見せ消ち（記号・丸囲み・線引きなどにより、元の文字が見える状態で抹消を示すこと）されていることを示すのに用いる記号。本人が見えないように抹消したつもりでも、読めちゃう場合はその文字を表示した上で左傍にこの記号を付ける。

右辺上端には切り込みが認められ、荷札木簡の文字を削り取り、習書に転用した可能性が想定される。ただし、削屑には文書木簡（特に帳簿のような記録簡）由来のものが多く、切り込みや下端の尖りなどをもち荷札・付札を削って再利用することはあまりないと考えられている（例外もある）。1期展示解説シート「木簡を読む1」参照。すると11は、加工があり再利用には不向きな荷札を習書に転用した、珍しい事例といえる。同じ字をくり返し書き連ねる根気や気に入らない（？）文字を真っ黒に塗りつぶす神経質さと合わせて、書き手はよほど真面目な性格だったのだろうかと、つい想像がふくらんでしまう。

## 12 紐が残る木簡

(一三次、SK八二〇出土。宮一―三二)

### (裏) 大井銀十口

九月一日

長さ一五三mm・幅一九mm・厚さ九mm ○三二型式

十本の銀に付けられた荷札。「口」は個数や人数を数えるのに広く用いられた単位である。「大井」は備中国賀夜郡大井郷のこと（今の岡山市北西部の足守川上流域）。吉備地方は鉄の産地として有名で、SK八二〇からは吉備三国（備前・備中・備後。今

の岡山県から広島県東部にかけての地域）から調として納められた銀の荷札が他にも数点出土している（1期展示77、2期展示80など）。したがって、12には明記されないが、調としての貢進の可能性が高い。ただし、他の調銀荷札が基本的に《国名十郡名十郷名十調銀十口十年紀》という書式を有し、長さも二五cm前後であるのに対し、12は記載がきわめて簡略で、長さも一五cm程度しかない。文字も他と比べて大味な書きぶりで、全体的に異色な印象をぬぐえない。他の銀荷札が「書」<sup>12</sup>と記すのに対し、12のみは付が「九月一日」となっており、あるいは何らかの理由で急遽銀が必要となり、慌てて発送したことによるのだろうか。

一般に、調の荷札は貢進者の個人名を記すことを基本とするが、調銀荷札には貢進者名が記されない。これは、銀の一人あたりの貢進量が三口であった（賦役令調銀純条）のに対し、発送する際には十口単位にまとめ直されたからである。わざわざ十口ずつにまとめ直されたのは、銀が役人の位階に応じて年二回（二月と八月）支給される季禄（ボーナス）などに充てられ、その一人あたりの支給量が五口または十口刻みであったためと考えられる。つまり、支給しやすさを考えた梱包だったわけである。

12の上端の切り込みには紐が巻かれたまま残っており、切り込みが荷物に括りつけるための装置であったことを明瞭に物語っている。ときには紐をかけていた跡が白く残る荷札も見つかる。通常、荷札は紐を外して廃棄されたと思われ、12のように紐とともに出土するものはきわめて珍しい。

## 13 文章が墨線で抹消された木簡

(一三次、SK八二〇出土。宮一―四七)

内膳司請年料薦卅二枚薦卅二枚

長さ一八九mm・幅二四mm・厚さ三mm ○二一型式

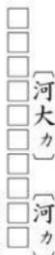
内膳司が年料としての薦を請求する内容の文書木簡。四周とも削り整えられ、原形を保つてみるとみられる。

内膳司は宮内省の被管で、天皇の食膳を担当する官司。通常、官司の長官(カミ)は一人だが、内膳司のみは長官が二人で、しかも「カミ」(司)の長官には「正」の字をあてる)ではなく、職掌そのものを意味する「奉膳」と称される。これは、高橋・安曇の二氏が大王家の食膳を掌るという律令制以前からの伝統に由来するもので、両氏以外の者が長官に就く場合は他司と同様「正」と称するとされていた(『続日本紀』神護景雲二年(七六八)二月癸巳(十八日)条)。二氏から一名ずつ任命したのは、互いに牽制させて、天皇(大王)の食膳の安全を担保するためであろう。

薦は粗く織ったむしろ。本来はマコモを原料とするが、のちには藁も用いられた。年料は一年分の支給定量、およびそれに基づいて支給される物品そのものをいう。十世紀成立の『延喜式』には、内膳司の年料の薦は「十六枚」と規定されており、うち八枚が大炊殿の殿上に張る料、残り八枚が御膳所を贍す料に充てられる(内膳司式年料条)。「卅」は三〇のことであり(古代には「十」「廿」「卅」「冊」と書く。五〇になると誦めて「五十」と書く)、13では年料として薦三二枚を請求していることとなる。あるいは八世紀には年料が二倍であったのだろうか。

13は、文章全体に上から墨線が引いて見せ消ししている(釈文の左傍に付した記号「く」については、11の解説参照)。「薦卅二枚」が重複していることが抹消の理由かもしれない。

## 21 等間隔で横線が引かれた木簡



長さ(二七・二)mm・幅(二・三)mm・厚さ六mm ○六五型式

片面には一〇文字程度の墨痕が認められるが判読しがたく、反

(一)三次、SK八二〇出土。宮一六一〇

対面はほぼ等間隔で横線が六本引かれるのみ。なんとも不思議な木簡である。

SK八二〇出土木簡には、横線が引かれる類似の木簡が他にも数点ある(宮一六一〇六〇八・六一一)。その形状から物指としての使用が想定される。特に21は線と線の間隔が約四・五(四・八cmとほぼ均等で、かつそれが一寸五分(一寸約三cm)に近い値を示すことから、物指の可能性が高いと言え、一方、物指として使うには誤差が大き過ぎるのでは、との不安もぬぐいがたい。天平びとは、このくらしいことには動じない大らかな氣質だったのであろうか。

21は片面に文字が書かれているため木簡の定義に当てはまるが、物指との想定が正しければ木製品としての性格も濃厚である。また、仮に文字がなく横線のみの場合も、木簡としては扱わない。木簡と木製品の狭間に位置する遺物といえ、22も同様の例である。さらに、例えば荷札を作ろうと思えば木札に切り込みを入れるまでの加工を施したが、文字を書く前に何らかの理由で廃棄された未製品などの場合も、明らかに荷札としての使用を意図して作られていても文字がなければ「木筒状木製品」などと呼ばれ、木筒の範疇からは外される。遺物の分類の難しさを感じるとともに、すべての木筒が広義の木製品であることに注意する必要がある。

## 22 二枚の板を椀皮でとじた木簡

### 西宮宅宅

長さ(二六〇)mm・幅(二五)mm・厚さ八mm ○六五型式

二枚の板材を重ね、上下二カ所を綴じ合わせている。横からみると、板が重なっていることがよくわかるだろう。連続に使っているのは、黒光りして一見鉄のようにも見えるが椀皮である。椀皮はヤマザクラ類の樹皮で、近世以降は秋田県北部などで茶筒や

(一)三次、SK八二〇出土。宮一六一〇

文箱などに仕立てた「櫛細工」が作られるなど、工芸品の原料・材料として用いられた（なぜサクラなのに「櫛」細工と称するかには諸説ある）。

22は、形状から折敷などの可能性が考えられる。折敷は食器などを載せる餐応用のお盆のこと。ヒノキの片木板を材料とし、縁（側板）をもち、方形の四隅を丸めた角切り型のもを典型とするが、材質・形状・色彩ともさまざまな種類がある。

21と同様に、木箱でもあり木製品でもある遺物といえよう。文字は折敷としての使用に伴うものではなく、廃棄されたものに記されたものと思われる。「宅」が複製書かれているから習書であろう。「西宮」は、9などにみえる西宮と同一と考えられる。

## 25 何のため？似たような木簡たち2

(二三次、SK八二〇出土)

25-1 白緑絨 長さ六〇■・幅二■・厚さ四■ ○二型式(宮一五〇六)

25-2 薄緑絨 長さ五五■・幅二〇■・厚さ三■ ○二型式(宮一五〇七)

25-3 青染絨 長さ六三■・幅一九■・厚さ四■ ○二型式(宮一五〇八)

25-4 縹調絨 長さ五七■・幅一八■・厚さ三■ ○二型式(宮一五一一)

25-5 薄緑束絨 長さ五二■・幅一八■・厚さ二■ ○二型式(宮一五一一)

白緑・薄緑・青・縹（「薄い青」といった色名と、絨・純）という繊維製品名が書かれた木簡。純は「悪し（き）絹」の意味で、粗く織った絹の布。ただ、賦役令調絹純条には絹・純とも一人あたりの買進量は八尺五寸と規定されており、品質にどれほ

どの差があったかは不明瞭である。綾は平組織のなかに一部異組織をつくり、それで文様を織りあらわした織物のこと。「調純」(25-4)は調として納められた純のことで、「東・純」(25-5)は東国産の純のことであろう。色は青や緑系統で、六位以下の下級官人の朝服の色との関係が考えられる。

基本的に四周は原形を保つが、上下両端は刃物を入れて折ったままの状態で、平滑に削るなどの加工はなされていない。手近にあった細長い材を細かく切断して作成した木簡とみられ、加工前の長い状態に復元できる組み合わせもいくつか見つかっている。用途については、従来は記載された繊維製品の付札とみるのが一般的だったが、作りがきわめて粗雑であること、一括して出土していること（SK八二〇からは類似品が合計二〇数点出土している）、そして「取色」と書かれたものがあることから、現在では籤引札とする見方が有力になっている。

## II 木簡学の基礎、確立

### 1 日本古代木簡の三本柱

#### 43 SK八二〇出土の文書木簡2

(二三次、SK八二〇出土、宮一九四)

飯請 田口牛甘 河内五百足 合二人

長さ二三四■・幅一四■・厚さ五■ ○一型式

田口牛甘・河内五百足の二人分の飯を請求する文書。田口牛甘は「西宮三門」との記載のある宮一九六にも名前が見え、兵衛と考えられるから、43もいわず河内西宮兵衛木簡のひとつに数えられる。西宮兵衛木簡は、兵衛の諸門への配置記録（1期展示

27、2期展示9、3期展示17など)を典型とするが、43のような

食料請求文書も多く含まれる。ここから兵衛の配置を記した木簡は、それのみでなく実際に勤務に従事した兵衛の記録としての機能もあり、彼らへの食料支給に際して活用された可能性も想定されている。なお、田口牛甘と河内(川内)五百足の二人が食料を請求する木簡が他にも一点あり(宮一〇三二)、あるいは二人が同じ番(チーム)に所属していた可能性も考えられる。

46も類似の飯の請求状であるが、そちらの書き出しが「請飯」と漢文の語順に則っているのに対し、43は「飯請」と二字がひっくり返り、日本語の語順のままに記されている。仮名が未成立だった奈良時代、人々は日本語を中国生まれの漢字で書き記すためにさまざまな工夫を凝らしていたようであり、43のように日本語の語順に従って漢字を並べた文章にもしばしば出くわす。一方、このような例は日常の事務作業の中で使われたメモ的な文書に多く、正式な文書になるとやはり漢文の文法が遵守されるといった傾向も認められる。なお、漢字の字音や字訓を借用して日本語を表記する万葉仮名や、その万葉仮名を助詞(いわゆる「て」をはいなど)に用いた真命書きなども、同様の工夫として挙げられよう。

#### 44 のちの調査で出土した文書木簡5

(一九三二E、SD四七五〇出土。『平城京木簡』一一五六。以下、京一一五六のように略す)

〔豪華寮移長屋王家令所 平群朝臣廣足  
右人請因倭儂〕

〔裏故移 十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂  
少允船連豊〕

長さ二〇〇mm・幅三七mm・厚さ三mm 〇一型式

雅楽寮(宮廷の楽舞を担当する治部省被管官司)が長屋王

の家令(国から与えられる家政機関の長官。他の木簡から、赤染豊嶋という人物で、平城遷都直後の長屋王家木簡の時期に六〇歳前後だったこともわかる。壬申の乱の際、長屋王の父高市皇子の従者として活躍した赤染徳足の子か)に宛てて送った文書木簡。移は公式令に定められた書式の一つで、上下関係のない役所どうしの文書のやりとりを用いる。日付の下に見える(雅楽寮の)少属(「第四等官」)白鳥史豊麻呂は44の筆者とみられ、次の行に見える上司の少允(「第三等官」)船連豊とともに44による伝達の責任の所在を示す。

内容は、平群朝臣広足の召喚依頼で、倭舞のためというのがその理由である。倭舞は天皇の祭祀に関わる儀礼的な性格が強い舞で「斉に舞うのではなく順々に舞うものだったといわれる(斯波辰夫「倭舞について」、直木孝次郎先生古稀記念会「古代史論集下」)。平群広足はその名手として、教習と呼ばれたのであろうか。十二月二十四日という日付から考えると、霊亀元年(七一五)正月に行われた踏歌節会における諸方の楽の奏上(『続日本紀』同月己亥(十六日)癸)などが関係するかも知れない。文脈からみると、それほどの舞の名手が長屋王邸にいたとみるのが自然で、長屋王の権勢を示す証拠の一つとされることが多い。

なお、SD四七五〇出土の木簡群全体の評価において、44の結果とした役割は大きい。文書木簡の宛先または差し出しに戻されて捨てられることが多く、出土地の性格を考えれば重要な証拠となる。「長屋親王宮鮑大贊十編」(城二五—三〇頁上)の木簡が長屋王邸の証拠とされるのが一般的だが、荷札は宛先で捨てられるとは限らず(長屋王家木簡には、米高内親王宛(城二—三二頁下)や藤原不比等宛(城二五—三〇頁上)の荷札もある)、決定的な証拠とはならない。これに対し、44の出土はSD四七五〇の所在地に長屋王家令がいた可能性を示すもので、その意味で44は、SD四七五〇出土木簡が「長屋王家木簡」であることの直接的な証拠となつたと評価しても過言ではない。

## 西坊 充玉 簾三条 返二末一 受古智麻呂 奴

七月廿四日

長さ一八六■・幅三四■・厚さ三■ 〇五一型式

玉簾<sup>たまばら</sup>三条を奴<sup>ぬ</sup>の古智麻呂(但し「奴」は追記)に持たせて西坊に貸し出した記録。

玉簾はガラス玉を飾った儀礼用の簾。正月の初子の日に蚕室<sup>さかい</sup>を掃く儀式に用いるもので、天平宝字二年(七五七)正月三日内裏で行われたことがよく知られている(『万葉集』巻二十、四四九三題詞。正倉院にこの時用いた目利簾と手辛<sup>てぢん</sup>鋤<sup>あき</sup>が伝わる)。しかし、45の日付は七月で、初子の行事に関係があるとは思えない。きれいな簾の美称として用いたのだろうか。

簾を借り受けた西坊は、二条大路木簡に資人の宿直場所の一つとして見える西坊(城三〇一八頁上・城三〇一四三頁下など)と同じ施設とみられる。資人の関与から考えて、類似の施設として見える東宅(京三一四五六七・四五九九など)とともに、藤原麻呂邸内の施設の可能性が一応は指摘できる。しかし、二条大路木簡における藤原麻呂の家政機関は、光明皇后の皇后宮の運営に関わって現れる場合が多い。皇后宮は東・西に分かれた機構をもっていたことが知られており(「官人歴名」『大日本古文书』巻二四一八四・八六)、西坊・東宅も皇后宮の施設である可能性を考慮する必要がある。

ところで、虚心に45を見ると、全体が同一人の筆とはみられるものの、墨色の濃淡がある。ことに「返二末一」「七月廿四日」は全体が濃く、一部が返ってきた時点であと書き込まれたとみられる。その場合、「奴」や「西坊」もこれに近い濃さである。使者の身分はともかくとして、貸出先が一部返却された時点であ

とから書き加えられたのだろうか。それとも単に書き出し部分だから濃くなっただけなのだろうか。単純な記載でありながら、いろいろと考えさせられる木簡である。

## 46 のちの調査で出土した文書木簡7

(三)次補足 S D 四一〇〇出土。宮四一四六四六

## (表)請飯一二升許大人謹状

(裏)十二月廿九日

長さ(一七四)■・幅(二一)■・厚さ(三)■ 〇一九型式

こはんを請求する手紙の木簡。「飯」は「飯米」の意味で用いることもあるので、炊く前の米の可能性もある。

宛先を書かずに、「請飯(こはんをください)」と用件から直接切り出し、「大人謹状(大人より申し上げます)」と書き止めるきわめて簡潔な書きっぷりは、急遽こはんが必要になって、慌てて用件のみを手近の木片にサラサラと書き記し、急いで使者にもたせた、そんな風情を彷彿とさせる。要求量が「一二升許」と大雑把であるのもちょっと足りないから追加を少しお願い、といった意味合いが読み取れる。それにもう一つ、「十二月廿九日」という日付も意味ありげである。十二月二十九日は小の月なれば大晦日である。年末の慌ただしさも46の背景として読み取るべき情報であろう。「大人」にウジ名がないのは、役目柄か彼が宛先と親しい関係だったことによる。

46は七七〇年前後の式部省の考選(勤務評定)木簡の削屑とともに見つかったものである。請求木簡は物品とともに請求元に回送される場合が多い。46の場合も、式部省内の食料担当部署(厨など)に宛てて出され、こはんとともに大人のもとに届けられてめでたく役目を果たしたあと、大人の手で捨てられたので

あろう。

なお、「請」は、請求の意味の「こう」のほか、「うく」、すなわち受け取る、の意味で使うこともあり、注意が必要な文字である。どちらに読むべきか判然としない場合も多いが、46では数量の曖昧さからみて「こう」と読むのがよい。

最後にもう一つ、46で気になることがある。それは上端が斜めに折れていることである。裏面の日付の書き出し位置も、表面の「請」よりもさらに不自然に上端に寄っている。これは何を意味するか。裏面はともかくとして、表面の「請」の上に文字があった可能性である。しかし、現状の結論はノーである。それは、「請」の上にスペースがあつて、もしも文字があるなら顔を出してもよさそうに思われること、そして「請」の上に差し出しがくことはまず減多にないことなどによる。文字のない部分がわずかに折れてなくなっていると考えておくのが穏当だろう。

#### 47 のちの調査で出土した文書木簡8

(二四〇次) S D 一〇三二五出土。宮七―二四九六)

(表) □ □  
□ 足 □ □ □ □  
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □  
荒国 已上五人朝夕給了勿 □ □

十二月十四日中臣「大庭」

長さ(二六五)■・幅(三〇)■・厚(二)■ ○一九型式

役所内のやりとりのための手紙の木簡。裏面に日付と差出人が書かれ、「大庭」は自署とみられる。「庭」は「王」の部分を一「手」とする異体字。しかも麻垂の文字でなく延繞の文字として書いている。筆跡もかなり癖があり、横画を細く短く書く一方、特に右払いを太く立派に書いているため、「大」は「丈」のような字形になつている。

これに対し、表面は文字の残りが悪く釈読が難しい。裏面は日付から始まるから、表面で完結するよう用件をきわめて簡潔に記していたとみられる。「朝夕給了」は役所内の食料支給のこと、五人は某所の警備担当者であろう。

担当者名の報告と人数分の食料請求に関わる木簡の類例としては、SK八二〇出土のいわゆる西宮兵衛木簡や、二条大路木簡の門戸木簡などがある。しかし、「給了」(≡支給済)とあることや、差し出しに自署が加えられているのは異例である。比較的長大な形状は、むしろ第一次大極殿院西樓の柱抜取穴から出土した北門の警備に関わる木簡(宮七―一五一三・一五一四)を思わせる。

#### 48 SK八二〇出土の付札3

(二三次) SK八二〇出土。宮一―二八六)

(肥カ) [表] □ □ 前国神埼 □ □ 綿壹伯屯 四両 神龜二年

長さ(二七三)■・幅(二九)■・厚(三)■ ○三一型式

肥前国神埼郡(今の佐賀市)から納められた真綿(まわた)百屯の荷札。屯は綿の梱包単位。「四両」は、48の一屯が大四両(≡小十二両)であることを示す註記。

賦役令調絹純条によると、調絹の一人あたりの貢進量は小一斤(約二二三と)で、二斤で一屯とされる。しかし、そのような実例は確認できず、48のように調絹は大四両≡小十二両を一屯とする単位で貢進するのが一般的だった(大四両は約一六八とに相当)。その場合、一斤≡十六両であるから、一屯は小四分の三斤に相当し、48の貢進量百屯は小七五斤(約一六・八kg)となる。これは令の規定では七五人分に相当する。いずれにしても、

## 生蝻

(一三次、SK八二〇出土。宮一四六七)

長さ九四■・幅一五■・厚さ四■ ○五一型式

「アワビの付札。「蝻」は今ならマムシの意味で用いるが、共通の旁をもつ「蝻」に通じ、確実にアワビの意味で用いた例がある(城三四一〇頁下など)。49の「蝻」もアワビと考えてよい。生蝻は、御取蝻や鮓、蝻などのように加工した蝻ではない、文字通りナマのアワビを指す可能性もある。ただし、51にみえる「熟」と対置する意味で用いているとも理解でき、その場合は漬けたみ方の浅いスシアワビの意となる。

下端を失っただけの〇五一型式のアワビの付札は、二条大路木簡に多数の事例がある。そこには志摩国の郷名を付記したもの

郡などで一括して荷造りする作業を経ていることになる。神龜二年は七二五年。裏面の記載は取納責任者とみられるが、判読できない。

西海道諸国の調庸は大宰府に納められ、その財源とするのを原則とした。そのうちの綿が都に届けられるようになったのは天平元年(七二九)以降のことで、『続日本紀』同年九月庚寅(三日)条)、「この時は十万屯が貢進されている。したがって、48が付けられた神龜二年の調庸も、本来は大宰府に納められ保管されていたものとみられる。これが都に届けられたのは天平元年の時点の可能性はあるが、藤原広嗣の乱後の天平十四年正月に大宰府が廃止された(『続日本紀』同月辛亥(五日)条)のに伴う可能性も否定できない。いずれにしても、広葉樹を用いて統一的な書式で作られたSK八二〇出土の調庸の荷札は、大宰府から都へ貢進する際に、改めて大宰府で付け直されたものとみられる。

## 50 のちの調査で出土した付札 5

(二〇四次、SD五三二〇出土。京三一五七二四)

が含まれており、郷名のないものも含め、志摩国の贄たねの荷札の可能性が指摘されている。49もその一例である。

隠伎国智夫郡 宇良郷白浜里額田部小牛  
調海藻六斤

〔天平 年カ〕

長さ一六四■・幅二九■・厚さ四■ ○三二型式

隠伎国智夫郡宇良郷白浜里(今この島根県隠岐郡西ノ島町浦郷の外浜海岸付近カ)から調として納められた海藻(ワカメ)の荷札。六斤は大斤とみられ、約四kgに相当する。

隠伎国の調は、ワカメのほか、アワビ、サザエ、イカなどさまざまな海産物で納められたが、いずれも六斤を単位とするのを特徴とする。賦役令調絹糸の規定で貢進量がこれにあるのは小斤で十八斤(＝大六斤)とされる蝻のみである。海藻は「一百卅斤」とされるが、小斤のワカメの荷札は「廿斤」単位が多く、これならほぼ大六斤と見合う。なお、理由は未詳だが、隠伎国以外の海産物の貢進荷札でも、堅魚を除き、貢進量の規定や税目に関係なく六斤を単位とする場合が多い。

隠伎国の荷札はスギカを用いるものも多く、木目が顕著でしかもビノギに比べて黒っぽく、墨の残りがよくても読みにくい。このため赤外線による観察が特に有効である。50はその効果が著しい事例の一つ。

なお、「オキ」の表記のちに「隠岐」が一般的になるが、八世紀の一次史料である木簡では、例外なく「隠伎」と書かれる。『続日本紀』で両者が混在しているのは写本の転写過程での改変とみられるが、「隠岐」への改訂の時期は明らかではない(鎌田元一「律令制国名表記の成立」『律令公民制の研究』所収)。

51 のちの調査で出土した付札 6

(三九次、S D 四九五―出土。宮三―二九一九)

熟甕

長さ七四〇mm・幅一五〇mm・厚さ三三mm ○五一型式

「アワビの付札。アワビは「甕」のほか「鮑」とも表記される。「熟」は完全・良好の意味で、スシにしたアワビの発酵が充分に進んでいることを示すか。49の「生」に前置させる意味で用いているとみられる。なお、51も保管用の付札ではなく、志摩国から納められた贅の可能性がある(49の解説を参照)。

52 のちの調査で出土した付札 7

(一九三次E、S E 五―三五出土。京一―二二五)

英多郡吉野郷黒葛十斤

長さ三二二mm・幅二〇〇mm・厚さ二二mm ○三三型式

美作国英田郡吉野郷(今の岡山県美作市東部)から納められた黒葛の荷札。黒葛は、ツツラフジなど丈夫な蔓性の植物の総称とみられる。籠や綱などの材料にしたり、結紮に用いたりした。黒葛は賦役令調網繩条に規定された調網物の品目にみえ、一人あたりの買進量は六斤(小斤。約一・三五kg)とされる。調網物は、養老元年(七二七)に中男の調と統合され、中男作物に改編された(令集解)。賦役令調網繩条令。积所引養老元年勅、『続日本紀』同年十一月戊午(二十二日)条。79の解説も参照)。

52は、平城遷都から天平元年(七二九)まで長屋王邸の一郭だった平城京跡左京三条二坊一坪中央南部にある井戸S E 五―三五の遺物で、七六〇年代以降の土器とともに出土している。したが

って、52の黒葛は、税目は書かれていないが中男作物としての買進とみられる。『延喜式』でも黒葛は美作国が買進する中男作物の品目の一つに指定されている(主計寮式上美作国条)。

53 のちの調査で出土した付札 8

(二〇四次、S D 五三〇―出土。京三―四九七三)

鮑鮎

長さ五六〇mm・幅二二〇mm・厚さ五五mm ○五一型式

小型の付札。海産物の品名だけを記した小型の木簡の中に、贅の荷札が含まれることが明らかにされている。53も、そうした贅の荷札の可能性も皆無ではない。しかし、品名だけ記す小型の贅荷札は、総じて文字が雑である。一方、小型の贅荷札を宮内で改めて保管用の付札に付け替えたと思われる例も確認されている。新しい付札は、文字が丁寧で加工も立派なものが知られる。こうした事例から、53は保管用の付札の可能性が高いであろう。鮑鮎は、アワビのナレズシ。アワビは「鮑」字が使われる事例が最も多い。「鮑」と「鮎」で、積極的な使い分けは見出せない。スシにも「鮑」と「鮎」の二通りがあるが、こちらはあまり積極的な使い分けは確認できていない。

ナレズシは、木簡から知られる事例では土器で輸送・保管される。53は、アワビのナレズシを取めた土器を括る紐や土器の周囲を保護するための藁などに差し込まれたか、あるいはナレズシとともに土器の中に入れてたかのいずれかであろう。土器の外側に付けられていたと考える場合、切り欠きを施して

括り付けなかった点が疑問である。木簡の加工で、下端部などを尖らせる加工は手間がかかるのに対し、切り欠きは比較的簡単である。一方、土器に封入されていたと考える場合、中身を取り出せばそれがアワビのナレズシであることは自明なので、木簡は存在意味がない。中身が何のナレズシか直ちに判断し得ない状態で

こそ存在意義がある。発酵した飯米とともに土器に封入されたとすれば、土器を開けただけでは飯米が見えるだけで、中身はわからなかったであろう。そうであれば、一番上に53が置かれていれば、役に立った可能性が想定できる。

このように考えると、一応土器の外側に装着されていた可能性を強く考えておくことにするが、ことほど左様に木簡の実際の使用方法にはまだまだナゾが多い。

(一三次、SK 八二〇出土、宮一七九)

〔表〕 津玖余々美 宇我礼

故 故 由由我礼由由 男

謹解川口関務所 本土返還夫人事 伊勢国

故漢 解解解務都本善礼我還事

〔尊カ〕 白大郎尊者 下 借錢請 右取

〔裏〕 皇皇皇皇皇皇皇皇

未未未未未未未未

皇皇皇皇皇皇皇皇讚讚讚讚讚讚

雁雁雁雁雁雁雁雁雁雁雁雁雁雁雁雁

遠量疏疏応未未反反其勞結結節節苞

〔疏カ〕 未未未未未未未未

〔書〕 未之

長さ(三四九)・幅(六四)・厚(八) ○八一型式

敷度にわたってさまざまな事柄が書き込まれた木簡。表面中央に「謹解 川口関務所」云々とあり、元は過所(パスポート)に開わる木簡であったと思われる。伊勢国の川口関の務所(役所)へ、本国に帰る「夫人」のことを伝えている(「夫人」は諸国から徴集された労働者のことか)。川口関は三重県津市白山町近辺に所在したと推定され、大和国から桜井・名張をへて伊勢国にいたる重要な交通路に置かれた関所であった。

表面左端の「白大郎尊者」「借錢請」などの語句は、借金請求の文言。請求相手に「尊者」の敬称や脇付と思われる「下」(足下、机下など。宛先に付記して敬意を表す)を付けるあたりに切実さを漂わせるが、これは請求書そのものではなく、よく使う文言を習書(練習)したものであろう。ときに習書は、単語や文章のフレーズ単位でなされることもあった。一方、裏面の「皇」「讚」「雁」(異体字「雁」を用いる)などは一文字ごとの習書である。熱心で勤勉な姿勢がええって、文字を自在に使いこなせるようになるまでの苦勞を物語る。

なお、表面右端の「津玖余々美宇我礼」はいわゆる万葉仮名表記である。「ツクヨヨミワカレ」と読め、おそらく「月夜好み、浮かれ」という意味であろう。五文字で区切れること、木簡の上端が破損していないことから、歌の冒頭部分と思われる。「万葉集」には初句に「月夜好み」をもつ歌がいくつもある(巻十一・九四三、巻十一・二六一・八、巻十二・三〇〇六)。ロマンチックな月夜の光景を思うと恋の歌か想像されるが、「浮かれ」の語からは月見の宴も連想される(『万葉集』巻四・五七―は「月夜よし」ではじまり遊興を詠う。「てにをは」までを表現し、歌の味わいをストレートに伝えられることが、万葉仮名で書く一番のメリットといえる。

## 55 のちの調査で出土した習書木簡5

(三二次補足、SD 四一〇〇出土、宮四一四六九〇)



書状とは程遠いものにならざるを得ない。また、56が実際に書状として機能した後に習書され廃棄されたのか、草案・土台の類なのかも、残された材料からは絞り込み難い。

### 57 のちの調査で出土した習書木簡7

(二二次南、S B三一六出土。宮二二八四二)

(裏) 人 足 宮人

人 人 人

升 升 升 木 付 付

(裏) □ □

夜 □ □

人 嶋 □ 麻呂 人

□ □ □ □ 又

長さ(二二九mm・幅五二mm・厚さ四mm) ○一九型式

何らかの文字を書き連ねている。墨痕の残存状況はけつして良いとは言えない。

文字の書きぶりも、必ずしも上手いとは言えないが、筆の払いなどには手慣れた雰囲気も感じられる。文字の習得や、書写技術の向上を目指して習書しているのではなく、筆を運び走らせる中で、払いや止めといった筆と木の触感を楽しんでいるかのような印象をもつ。

習書という語は、「手習い」というような印象が強い。だが、実際に「習書」に分類されている木簡をみると、「落書き」というにはためらわれるが、かといって「字の練習」ではない、56のような「手遊び」の木簡も多く含まれている。奈良時代の官人たちにとって、筆と墨は身近な道具であり、漢字の書写は身近な技術となっていた。

### 58 のちの調査で出土した習書木簡8

(三二次補足、S D四九五一出土。宮三二三三〇)

売 売 売 売 売

買 買 買 買 買

長さ一七九mm・幅四二mm・厚さ七mm ○一型式

「売」「買」と記された木簡。文字は明瞭だが、用途、意図とも不明。

木簡の右側は割れて、文字の一部が欠けている。58の厚さが七mmもあり、自然に割れたとは考えがたい。文字を書いてから、意図的に割つたと考えられる。廃棄前に縦方向に割つた木簡の中には、講木として利用したものが含まれている可能性が指摘されているが、58の場合、幅・長さとも講木としては不適當。木製品と考えても用途はすぐには想定しがたい。古代の人にとって、何らかの事情があつて筆写・作成したはずであるのだが、割つた目的も不明とせざるを得ない。

## III 広がる木簡学

### 78 租税の実態を明らかにした木簡3

(二三次、S K八二〇出土。宮一三三七二)

参河国播豆郡折嶋海部供奉□□御贖佐米楚割六斤

長さ二五〇mm・幅一五mm・厚さ八mm ○三型式

参河国播豆郡の折嶋(今の愛知県西尾市(旧一色町)佐久島)から「御贖」として届けられた「佐米楚割」(サメの干物)の荷札。海民集団「海部」が月単位で貢進する書式をとる。おおむね折嶋が偶数月、篠嶋が奇数月を担当した。日莫(日間賀)嶋が分

## 租税の実態を明らかにした木簡4

(一三次、S K八二〇出土。宮一三五九)

## 〔魚カ〕

## 〔国長下郡中男進堅〕

長さ(七五)mm・幅(四四)mm・厚さ(三)mm ○八一型式

遠江国長下郡(今の静岡県浜松市・磐田市付近)から、中男作物として貢進された堅魚の荷札木簡。上下とも折損する。長下郡は、和銅二年(七〇九)に長田郡が上下に分割されて成立した。国郡の分割は主要道路沿いに行い、都に近い側を「上」「前」などとすることが多いが、長田郡の場合は天竜川沿いの上流部と下流部で分割したかのとき観がある。

〔中男進〕は中男作物として納入する物品であることを指す。中男作物は、中男(十七七、二十歳の男子)が収める税目で、養老元年(七二七)にそれまでの中男の調と、正丁(二十一〜六十歳の男子)の調副物を統合して成立した。調とは異なり個人名は記さない。こうした荷札の特徴や調副物の性格を引き継ぐ点などから、中男作物は中男の集団的な労働による産物を取収するもので、費に近い性格をもつという指摘がある。『延喜式』では遠江国の中男作物にカツオは見えない(主計寮式上遠江国条)。一方、遠江国の荷札木簡で中男作物であることを明記するものは二点のみ(もう一点は宮一三五八)だが、どちらも品目はカツオである。カツオの漁場は、志摩半島先端部から遠州灘付近が想定され、遠江国でカツオ漁が行われていても不思議ではない。

## 木簡をよむ 2

動詞を含む荷札と遠江国の木簡の作法

79のように、荷札木簡に「進」などの動詞が含まれることは多くない。調の荷札では、安房国で「輪(いだし・ゆす)」と書かれる例が知られるのみである。一方、贄の荷札では、三河湾三島からの荷札や、国郡を進上主体とする木簡などで見られ、比較的広範に存在する。79の書ぎぶりは、贄荷札木簡のそれと近い。このことは、中男作物の性格との関連性を思わせる。ただ、中男作物の荷札でも動詞を有するものは四点程しかなく、必ずしも一般的とは言えない。

すなわち、参国国宝飯郡のものが一点(輪中男(以下欠損))と記す(城二二二二頁上)。遠江国のもので二点。一点は山名郡からのもので「進上中男作物」と記し(宮一三五八)、もう一点は79である。そして紀伊国伊都郡からのものが一点で「中男輪」と記す(城二四一三〇頁上)。動詞として「進」「進上」を用いるものと、「輪」を用いるものに分かれ、語順としては「国郡十動詞十中男作物」と国郡を貢進主体とする書式と、「国郡十中男十動詞」という中男が貢進主体とするように記し「中男作物」という語がないものに分かれる。79は、動詞の字句は山名郡の木簡に類似し、語順は紀伊国の木簡と共通する。なお、遠江国からの荷札で中男作物であることを明記する木簡は二点のみで、その二点の字句に共通性が見られることから、「進」「進上」の語句を用いるのは遠江国の特徴と言えるだろう。

一方、山名郡の木簡と79では、材質が大きく異なる。79は折れ方や歪み方から、広葉樹とみて間違いない。荷札に広葉樹を用いるのは一般的でなく、大宰府からのものがよく知られている。総じて文字を細かく丁寧に書く場合に広葉樹が用いられる傾向があり、79もこれにあてはまる。山名郡の木簡も文字は丁寧に比較的細かいが、材は針葉樹を用いているらしい。ちなみに、79と語順が共通の紀伊国伊都郡の木簡の文字は、大振りで比較的乱雑であり、語順と文字の書きぶりに相関関係は認められない。細かく端正な文字で「進」字を含む動詞を伴って書き記すのが遠江国中男作物荷札の作成作法で、79ではそれを貫徹するために広葉樹を選択したのであろう。語順は、郡二との特性が、別の理由があるのか、詳細は不明である。

(二三次) SK八二〇出土。宮一―三(四)

## 備後国三上郡調欽志拾口 天平十八年

長さ二五七mm・幅二六mm・厚さ五mm ○二一型式

備後国三上郡(今の広島県庄原市付近)からの調の鐵の荷札。天平十八年は七四六年。SK八二〇出土のほかの鐵の荷札の年紀も天平十七・十八年で、保管期間はごく短い。腐るものではないけれども、貢進されたものをすぐ翌年の季禄支給などに用いたのである(鐵の用途については、12の解説を参照のこと)。

荷札木簡からみると、古來鉄の生産で名高い吉備の三國と美作國から、鉄製品が納められている。なお、播磨國からも見られる鉄の荷札木簡も一点ある(『飛鳥藤原京木簡』一―二六三三号)。

『延喜式』では伯耆國からも鉄製品を納める規定になっている一方、備前國の納入リストには鉄製品は見あたらない(主計寮式上伯耆國条・備前國条)。

## 【木簡が見つかった遺構】

## SK二一九(展示番号2)

重要文化財 一九六一年

平城宮中央区の第二次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西二・五m、南北三・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃(七六〇年代前半)の遺物を中心とする。この遺構出土の本簡群は、同じ役所内の井戸SE二二出土木簡二点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された(計三九点(うち削屑一六点))。

## SK八二〇(展示番号9・13、21、22、25、43、48、49、54、71、80)

重要文化財 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約一・七m。天平十七(七四五)年の平城遷都後のこの地域の再整備に關わるゴミを投棄した土坑で、天平十九年(七四七)頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定されている(二七八五点(うち削屑九五二点))。

## SD四七五〇(展示番号44)

長屋王家木簡 一九八八・八九九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅二m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもなくの時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈龜二年(七一〇)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

## SD五三〇〇(展示番号45、53)

二条大路木簡 一九八九年

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮・旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・二・七m、深さ一・一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に關わる木簡が集中して見つかった。木簡は約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

## SD五三〇一(展示番号50)

二条大路木簡 一九八九年

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮・旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から西に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・二・七m、深さ一・一・三m。総延長約六m以上。東端はSB五三二五の西四mで、西は調査区外の近鉄線の線路下に続く。木簡は約七百点(うち削屑約四百点)出土した。

## SD四一〇〇(展示番号46、55)

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一

m、東面大垣内側の南北溝SD三四一〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評定に關わる削屑が大平で、養老・神龜年間（七二七～七二九）から宝龜元年（七七〇）のものまでを含むが、養老・神龜年間ものは南面大垣を横断する南北溝SD一六一四と一連の遺物とみられ、SD四一〇の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間（七七〇～七八一）頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。木簡は約一万三千点（うち削屑約一万二千点）出土した。

### SE五一三五（展示番号52）

一九八九年

天平元年（七二九）まで長屋主邸の一郭だった平城宮左京三条坊一坪中央南寄り<sup>（注）</sup>に設けられた奈良時代後半の井戸。掘方は径一・九mの円形で、縦板組み開柱横棧どめの構造をとる。井戸枠は一辺約一・一m、深さは約一・九m。木簡は一点出土した。一坪に太政官厨家の存在が想定されている時期の遺物である。

### SB三一 一六基壇下層堆積土（展示番号57）

一九六五年

SB三一 一六は、東院西辺に開く奈良時代末期の基壇を伴う礎石建ちの門。桁行三間、最近の調査により、この門から東へ東院中樞部に向かう幅約一五mの通路が延びることが確認されている。木簡は基壇積み土直下の黒褐色堆積土から一点出土した。

### SD四九五 一（展示番号51、56、58）

一九六七年

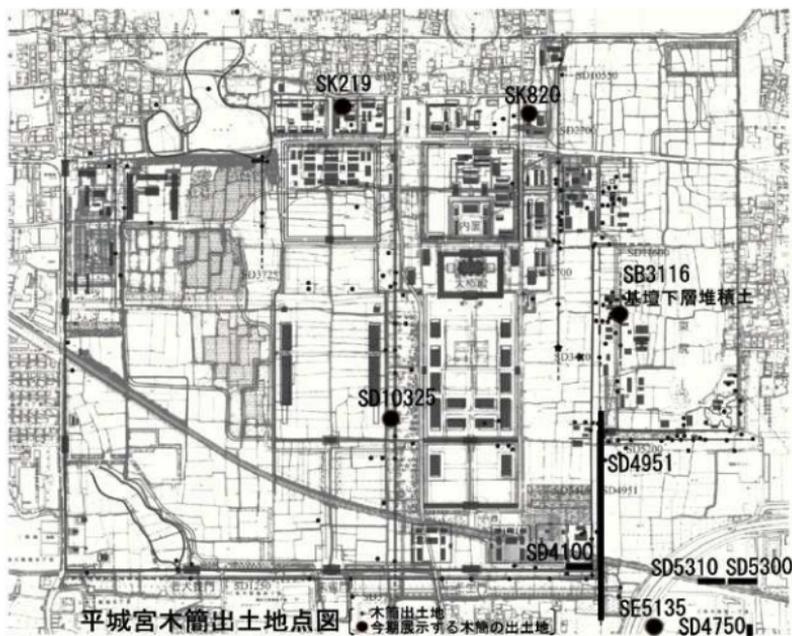
東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。一条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD二二五〇を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。51 56は小子門の脇を通って宮外へ流れ出てすぐの地点から出土した。また、58は平城宮東面の東一坊大路西側溝が二条大路を横切る部分に架けられた橋SX四二〇付近から出土した。

### SD一〇三三五（展示番号47）

一九八二年

中央大溝SD三七一五を西に分流した、幅約二・五m、深さ〇・七mの素掘りの南北溝。木簡は二九一点（うち削屑二二五点）出土した。

（史料研究室）



平城宮木簡出土地点図

● 木簡出土地  
■ 今期展示する木簡の出土地